

奈良県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

| 路線番号 | 区間   | 区域変更の前後別 | 敷地の幅員メートル        | 延長メートル | 備考 |
|------|--|----------|------------------|--------|----|
| 7    | 大和郡山市城町一<br>六六五番二先から<br>大和郡山市城町一<br>六七九番一先まで | 前        | 四・〇<br>）<br>一・二〇 | 一二七・五  |    |
|      |  | 後        | 四・五<br>）<br>三・一八 | 一二八・二  |    |
|      | 大和郡山市城町一<br>六五〇番一先から<br>大和郡山市城町一<br>六五五番先まで  | B        | 四・五<br>）<br>三・一八 | 一二八・二  |    |
|      |  | A        | 四・〇<br>）<br>一・二〇 | 一二七・五  |    |

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十九年三月二十一日